

服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

服 部 事 務 所 だ よ り

ご連絡先 : 〒683 - 0003 米子市皆生5 - 5 - 5

電 話 : 0859-33-8594 FAX :0859-33-8775

e - mail : hattori@sea.chukai.ne.jp <http://www.chukai.ne.jp/~hattori/>

平成 20 年 5 月号



6 月 19 日 (木) は 知っ得情報説明会 へ

服部事務所説明会

2008年6月19日(木) 午後1時30分～午後3時30分

米子コンベンションセンター第4会議室(5F)

めまぐるしく変わる労働法のポイントをつかもう

平成19年度通常国会・臨時国会では、多くの新法・改正法が成立しました。
これらの法律のポイントをわかりやすく説明します。

後期高齢者医療制度・年金問題をこう見る

昨年来の宙に浮いた年金問題、4月から始まった後期高齢者医療制度の現状について解説します。

知っ得情報

2時間という限られた時間内ですが、知っ得情報を出来る限りお伝えしようと思います。

お茶とケーキ

今年も飲み物とケーキ(いずれも3種類から選択可能)があります。リラックスしながら、ためになる話を聞く、そうなればと思っています。是非ご参加ください。

労働保険料年度更新について

ご協力ありがとうございます

労働保険の確定・概算保険料業務につきましては、
ご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

おかげさまで労働保険料年度更新の作業が完了いたしました。

4月24日以降に「労働保険料納入通知書」「労働保険料口座振替のお知らせ」をお届けいたしますので、労働保険料納付のご予定をお願いいたします。

口座振替日は5月12日(月)です。ご多忙とは思いますが、
ご留意のほどよろしくをお願いいたします。

平成 20 年 3 月から介護保険料の料率が改定となっています

介護保険料を含んだ改定後の健康保険料控除額は 3 月中にお知らせしていますが、不明な場合は当事務所までお問い合わせください。

健康保険料控除額

介護保険に該当する人	(40 歳 ~ 64 歳)	1,000 分の 46.65
介護保険に該当しない人	(上記以外)	1,000 分の 41

5 月の生活ホットニュース

後期高齢者の医療保険料 年金からの天引き開始

75 歳以上を対象とする後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の開始に伴い、4 月 15 日に支給される年金から医療保険料の天引き(特別徴収)が始まりました。新制度の加入者約 1,300 万人のうち約 832 万人が対象となりますが、システム開発の遅れなどから、全国 31 の自治体では今年 10 月以降に天引きを開始するとしています。

「名ばかり管理職」訴訟で元課長が勝訴

スポーツ用品会社「エイティズ」に勤務していた元課長の男性(42)が、「名ばかり管理職」であったかが争われていた訴訟で、神戸地裁尼崎支部は「男性は現場の長という立場に過ぎず、管理監督者とはいえない」として、同社に不払い残業代など合計 1,300 万円の支払いを命じる判決(3 月 27 日)を下していたことがわかりました。男性は最大で月平均 200 時間超の平日残業をしていました。同社は控訴する意向です。

国民年金保険料をパート労働者の給与からも天引きへ

厚生労働省は、事業主がパート労働者の給与から国民年金保険料を天引きして徴収できるようにする方針を固めました。また、低所得のため保険料免除となる人については、本人の申請がなくても社会保険庁が手続きを行えるようにする仕組みも導入します。いずれも納付率向上につなげるのがねらいで、2009 年度中にも実施するとしています。

65 歳以上の雇用者数は大幅増の 209 万人

2007 年における平均雇用者数は 5,174 万人(前年比 2%増)となり、そのうち 65 歳以上の人は 209 万人(同 15%増)であることが、総務省の労働力調査により明らかになりました。人手不足により経験豊富な高齢者を雇いたい企業、定年後も働きたい人がともに増加していることが影響しているとみられます。